

諮問番号：令和２年度諮問第２１号
答申番号：令和２年度答申第２８号

答 申 書

第１ 審査会の結論

大阪府大阪自動車税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和２年５月１日付けで行った大阪府税条例（昭和２５年大阪府条例第７５号。以下「条例」という。）に基づく自動車税賦課決定処分（以下「本件処分」という。）の一部の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第２ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人

- (１) 新車時適合でも車齢１３年を超えれば環境負荷が増加する根拠は無く、車検にも適合している。
- (２) 車齢１３年を超えたからといって乗り換え等を助長する課税は、道徳破壊であり、教育上好ましくない。
- (３) 諸外国では、「自動車文化の保護」の主旨の下、一定の車齢になれば減税等が行われる。自動車文化の扱いに対する冷遇であり、世界の自動車に対する扱いの流れに逆行する。
- (４) 地方部では、公共交通機関が乏しく、自動車は生活必需品である。車齢１３年を超えて課税することは、軽減税率の対象である食料品等生活必需品に課税するのと同等の取扱いである。
- (５) 自動車を所有するにあたり、様々な税金がかけられている中、車齢１３年を超えての課税は非常に厳しく、自動車を所有することに対して敷居の高いものの一因となっており、自動車保有台数の減少を招き、しいては日本における自動車文化の崩壊につながる。
- (６) 以上の観点から、車齢１３年を超えての自動車税課税分に対して不服を申し立てる。

２ 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第３ 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 審査請求人に賦課された自動車税の対象となった自動車（以下「本件自動車」という。）は、行政不服審査法（平成26年度法律第68号）第32条第2項に基づき、処分庁から、証拠書類等として提出された本件自動車の登録事項等証明書によると、次のとおりである。

ア 本件自動車の自動車登録番号は、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」であり、所有者は、審査請求人である。

イ 登録年月日は、「平成25年6月7日」であり、初度登録年月は、「昭和63年7月」である。

ウ 自動車の種別は、「小型」、用途は、「乗用」、自家用・事業用の別は、「自家用」である。

エ 総排気量は、「1.99リットル」である。

オ 燃料の種類は、「ガソリン」である。

以上のことから、本件自動車は、ガソリンを内燃機関として用いる自家用の乗用車で総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のものに該当し、初度登録年月が昭和63年7月であることから、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第12条の4第3項及び条例附則第9条の2第3項の規定の適用を受ける自動車と認められる。

よって、処分庁が本件自動車に係る令和2年度分の自動車税について、法附則第12条の4第1項第3号で定める税率39,500円を適用せず、同条第3項で定める税率45,400円を適用し（以下「重課措置」という。）、税額を45,400円とした本件賦課決定に違法又は不当な点は認められない。

(2) 審査請求人は、「環境負荷について、新車時適合でも車齢13年を超えれば負荷が増加する根拠は無く、車検にも適合している」と主張し、重課部分の税率を取り消すことを求めているが、自動車税のグリーン化税制（税率の重課）にあっては、個別具体的な自動車の使用状況による定めはなく、一定条件の自動車に対し、一律に重課することになっている。

また、「自動車文化の保護」や「自動車は生活必需品」であることなど、審査請求人の主張する諸事情は、自動車税の税率決定についての法律上の要件に該当せず、さらに、審査請求人の主張する諸事情をもって自動車税の税率を決定する旨の制度は法令上存在しないので、審査請求人の主張を認めることはできない。

なお、自動車税のグリーン化税制（税率の重課）が導入された平成13年度税制改正の解説では、重課基準については、自動車一台一台についてその排出ガス性能を個別に測定することは事実上困難で、一定の外形的基準を設定することが必要であり、その意味では、登録事項等証明書（初度登録年月の欄）から確認が容易である車齢が、外形的基準としては最も適当であると考えられたこと、また、製造時に現在のガソリン車の排出ガス規制値の2倍以上排出ガス性能が悪かった車を基準としつつ、ものを大切に使う観点や早期廃車による環境負荷にも配慮し、最終的にガソリン車については初回新規登録後13年を経過したものについて重課を行うこととしたとされていることを申し添える。

(3) 上記以外の違法性又は不当性の検討

その他に本件賦課決定に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和2年11月12日	諮問書の受領
令和2年11月13日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知等 主張書面等の提出期限：11月27日 口頭意見陳述申立期限：11月27日
令和2年11月26日	第1回審議
令和2年12月21日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 種別割とは、法第145条第2号に規定する種別割をいう。(条例第8条第2項第8号(法第145条第2号参照))

また、自動車とは、法第145条第3号に規定する自動車をいう。(条例第63条第1項(法第145条第3号参照))

(2) 自動車税は、自動車(前記(1)の自動車をいう。以下自動車税について同じ。)に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者に種別割によって課する。(条例第63条第1項(法第146条第1項参照))

(3) 家用の乗用車であって、総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のものに対して課する種別割の税率は、1台について、年額36,000円とする。(条例第65条第1項第1号ロ(法第177条の7第1項第1号ロ(3)参照))

(4) 種別割の賦課期日は、4月1日とする。(条例第66条(法第177条の8参照))

(5) 令和元年10月1日の前日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等に対して課する自動車税の種別割の税率は、前記(3)の規定にかかわらず、1台について、総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のものについて、年額39,500円とする。(条例附則第9条の2第1項第1号(法附則第12条の4第1項第3号参照))

また、上記の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、ガソリン自動車で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたものに対する初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る上記の規定の適用については、39,500円を45,400円に読み替えるものとする。(条例附則第9条の2第3項及び第9条第1項第1号(法附則第12条の4第3項第3号及び第12条の3第1項第1号参照))

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件自動車の登録事項等証明書には、次のとおり記載がある。

ア 自動車登録番号 ○○○○○○○○

イ 所有者の氏名又は名称 [審査請求人]

ウ 登録年月日/交付年月日 平成25年6月7日

エ 初度登録年月 昭和63年7月

オ 自動車の種別 小型

カ 用途 乗用

キ 自家用・事業用の別 自家用

ク 総排気量又は定格出力 1.99リットル

ケ 燃料の種類 ガソリン

(2) 令和2年5月1日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、本件処分を行った。本件処分に係る自動車税(種別割)納税通知書兼納付書には、自動車登録番号が「○○○○○○○○○」、納付する金額の合計が「45,400円」と記載されている。

3 判断

(1) 本件処分時の条例附則第9条の2第3項の規定によれば、令和元年10月1日の前日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等のうち、ガソリン自動車で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたものに対する

る初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る令和2年度分の自動車税に係る税率は、総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下の自家用乗用車については、45,400円とされている。

- (2) 本件自動車は、登録事項等証明書によれば、所有者は審査請求人であり、初度登録年月は昭和63年7月、用途は「乗用」、自家用・事業用の別は「自家用」、総排気量は1.99リットル、燃料の種類は「ガソリン」であること等が認められ、処分庁は、前記(1)のとおり、条例の定めるところに従い本件処分を行っていることが認められる。
- (3) 審査請求人は、車齢13年を超えれば環境負荷が増加する根拠がないこと、乗り換え等を助長する課税は教育上好ましくないこと、自動車文化の保護という世界の自動車に対する流れに逆行すること、地方部では公共交通機関が乏しく自動車は生活必需品であること、日本における自動車文化の崩壊につながることを理由に、本件処分のうち重課措置に係る部分を取り消すことを主張する。

しかしながら、重課措置は、自動車税(種別割)のグリーン化特例により、初回新規登録から13年を超えるガソリン車に対して一律に適用されるものであり、また、審査請求人が主張する理由をもって自動車税の税率を決定する法令上の規定は存在しないことから、審査請求人の主張は認められない。

- (4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員(部会長)	谷口 勢津夫
委員	高島 淳子
委員	濱 和哲